

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

株式会社 地域計画連合

②施設名等

名称：	児童養護施設江南
施設長氏名：	小島 久司
定員：	59名
所在地(都道府県)：	埼玉県

③理念・基本方針

(1) 理念 社会福祉法人とちの実会は、利用者、家族、地域社会から理解と協力、支援をいただきながら、職員が一致団結して利用者の立場に立った養護・介護を実践し、児童福祉・高齢者福祉に貢献します。 (2) 基本方針 ①児童の権利擁護 ②ユニットケアによる家庭的な養護の充実 ③児童一人ひとりの状況に応じた安全で安心した生活の保障 ④地域との交流・連携の充

④施設の特徴的な取組

・ユニットケアを基本とし、地域小規模施設の開設、運営（4か所） ・地域支援事業として、心理支援事業、地域ファミリーソーシャルワークの実施 ・多目的棟、親子訓練棟での親子支援事業の実施 ・児童自立支援事業の実施

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/10/15
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2025/4/1
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和3年度（和暦）

⑥総評

【良い点】

○子どもの意向を尊重し、自ら判断し選べる日常の関わりが、子どもの自主性を育て、心の成長につながっている

- ・生活の中で自ら考え判断する余地を多く設け、子どもの自主性に委ね、自らが選ぶ機会を大切にしている。服の選択や生活用品などの選択、裁量の余地のあるルールの設定など、子ども本人が考え選ぶ積み重ねが、子どもの自信や自分を大切にすることにつながっていると考えられる。出会った子ども達が身に付けていた礼儀正しさやあいさつなどの言葉遣いから、自立に向かう子どもの心の成長が感じられた。

○職員間で子ども一人ひとりの意向を大切に支援を行うことを浸透させ実践している

- ・「個別化」のコンセプトを言語化し、子どもの一人ひとりの意向を尊重する支援を行っている。そのため、子ども一人ひとりの育ってきた環境や家族状況など、行動の背景を重視してアセスメントを行い、養護・支援に活かしている。また普段の施設生活でも職員と子どものコミュニケーションの時間を大事にすることで愛着と信頼の醸成につながっており、あなたのことを大切に考えているよというメッセージが伝わっていることが窺える。

○施設長の強力なリーダーシップで、法人の理念・基本方針に沿った施設運営・経営が拡充されている

- ・施設長は 法人の理念・基本方針に沿って、法令や児童養護施設をとりまく外部環境の変化を適時に把握し、ユニットケアによる家庭的な養護の充実を重視した効果的な施設運営にリーダーシップを発揮している。施設経営面でも、地域との交流や加算職員の配置等の工夫等を通して、施設の財政状況の安定を図りながら、事業の拡大を実現している。

【改善点】

○経営と運営の両方の視点を持った主任層をJITで育成していく仕組みが求められる

- ・小規模養育拠点整備が着実に進められる一方で、部署を超えた職員の情報共有や相談の場が減少している印象を職員は持っている。施設長は、経営と運営の両方の視点をもった主任の育成が必要と考えており、そのための仕組みとして、リーダー層が重要な意思決定に関わる場の設定とともに、重点課題についての横断的な委員会を組織してそのリーダーに任命することなどの改善が期待される。

○事業運営の体系的な仕組みを通して職員の意見を拾い上げ、計画・対策に反映するプロセスを再考してみることも一案である

- ・法人の理念・基本方針が示す方向性にそって、毎年度の事行計画・重点目標シートを作成し、客観的な視点で事業の進捗確認、評価と対策の検討を行う体系的な仕組みが構築されている。施設運営・経営をより効果的にするために、この体系的な仕組みを通して、職員の意見や思いを拾い上げ、計画・対策へ反映していくプロセスを再考してみることも一案である。

○第三者評価利用者調査結果を活用して子どもの意向を把握し、施設養育の一層の向上につなげる取組みを期待したい

- ・利用者調査では、施設の取り組みがどのように子どもに伝わっているか、一つの指標を示している。その結果の満足度の数値を高める事は、施設の事業活動の意義や意味を、職員や子どもと共通理解にしていくことにつながる。利用者調査の結果を一つの手がかりとして、施設の取り組みの意図が職員や子どもにも正しく伝わるように、検討材料にし、さらなる改善に役立てていくことを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価が義務付けられて4回目の受審となりました。

評価機関の方には当施設が大切にしている取り組みについて面談等を通してご理解いただき感謝申し上げます。
受診結果の中で、職員が情報共有や相談の場が減少している印象を感じている等の意見を知ることができました。
この度の、受診結果一つ一つを真摯に受け止め改善に向けて取り組んでいきたいと思います。

また、評価いただいた点については慢心することなく、より一層子どもたちの安心安全のために職員が一丸となり、より良い施設を目指して行きたいと思います。

⑧第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】 ・利用者の立場にたった養護の実践を通して、児童福祉に貢献するという法人の理念を踏まえ、基本方針として4項目「①児童の一人ひとりの状況に応じた生活の保障、②児童の権利擁護、③ユニットケアによる家庭的な養護、④地域との交流・連携」を打ち出し、ホームページ、パンフレット等の広報媒体に明示している。 ・この基本方針は年度始めに、職員全体会議において、全職員に周知されている。児童や保護者に対しては、入園時に配布する“生活のしおり”に明記し、わかりやすく説明している。 ・職員調査でも、理念や基本方針、特に基本方針4項目のうちのひとつ、“ユニットケアによる家庭的な養護”を意識して業務を遂行しているというコメントが多くみられた。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】 ・施設の事業展開にあたって、国の制度改革、県および市の福祉計画の策定動向など、経営環境の変化に迅速に対応する努力をしている。埼玉県児童福祉施設協議会、書記会等、行政・関係機関などから定期的に情報収集をしている。加えて、地域支援の一環として、施設自身が地域における養育・支援のニーズを掘り起こしたり、市町の依頼で、地域の要支援家庭に施設の心理士を派遣し児童や保護者への相談支援の取り組みも行っている。 ・収集したデータや情報は経営層（施設長、運営統括主任および主任）が中心となって、養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移や利用率の分析を行い、適宜職員会議等で情報共有し、施設経営に活かすようにしている。	

② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】 ・課題解決のための具体的な取り組みは、主として経営層が対策を検討し、事業計画策定段階で、重点目標シートに集約している。その進捗状況は、経営層による運営会議や職員全体会議にて共有され、一定の周知が図られている。経営状況は、法人の役員会で定期的に報告されている。 ・職員確保及び定着、本園と分園の情報の共有を、今年度の運営課題として挙げ、解決に向けた対策を検討している。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】 ・法人では、政府が示した「社会的養育ビジョン（平成29年8月）」および「里親推進・施設地域分散化等加速化プラン」を踏まえ、施設経営の安定と、入所児童への適切な養育及び生活支援の強化を目的として、中期経営計画（令和2年4月～令和7年3月）を策定している。 ・本計画において、法人の理念と基本方針に沿った経営ビジョン「事業収入の安定的確保、経費削減、財務管理の強化」を示し、①良質な支援・養育の提供、②経営・運営施策、③人材育成、④施設整備についての取り組みを提示している。各取り組みには、具体的な達成レベルが明示されており、実施状況の評価を行える内容となっている。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【コメント】 ・中期経営計画を踏まえて、単年度の事業計画を策定している。毎年度第4四半期に事業の振り返りと評価を行い、事業報告書を作成するとともに、その結果を反映して、次年度に向けた達成目標を明確にし、重点目標シートを策定している。同シートでは、基本方針に掲げた4項目を軸に、項目別に目標を設定し、その達成水準を数値目標で示している。 ・さらに、目標設定の背景や法的根拠も明確にしたうえで、達成に向けて具体的に実施していく施策および実施期間や期限なども明記した具体的な内容となっており、実施状況の進捗管理や達成状況の評価が可能といえる。重点目標およびその進捗状況は、経営層による運営会議や職員全体会議にて定期的に共有され、一定の周知が図られている。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。

① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【コメント】

・事業計画は、施設の事業運営のめざす方向を説明した文書であり、具体的な業務実施の内容や達成レベルは、重点目標シートに沿って検証される。そして、重点目標シートに記載された具体的な数値目標の達成度合い、業務実績を踏まえて、課題や問題点が抽出され、その改善策が検討されている。

・職員調査では、事業計画は共有フォルダーに保存されて職員にも公開されているものの、毎月の部署会議や種々の委員会、ケアワーカーの集いや事例検討では、支援向上のための意見交換において、課題の抽出が十分にはできていない、具体的な改善策の実施に至らない場合もあるとのコメントがあった。事業計画策定や振り返りのプロセスで、職員の参画や意見の集約・反映が十分に行われて、計画策定に活かされているかについて、見直すことを検討されたい。

② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

b

【コメント】

・児童や保護者に対しては、入所時に法人や施設の理念・基本方針を記載した生活のしおりを配布するとともに、丁寧に説明をしている。

・事業計画については、年間の行事、特筆する取組など、児童の生活に関係のある部分については、子ども会議や保護者会等で説明しているが、事業計画全体について、積極的な周知の工夫はなされていない。

・職員調査では、事業計画について、児童や保護者に対しては、周知はできていない、必ずしも事業計画の全体像を説明する必要がないとのコメントがあった。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】 ・事業計画の具体的な内容を記載した重点目標シートには、基本方針の4項目に沿って目指す目標が設定されている。各目標には目標達成値（達成水準）が設定され、そのための施策が実施時期とともに提示されている。さらに目標設定の法的根拠などの背景や理由も説明されていることから、同シートは養育・支援に関する事業計画のロジックを提示しているといえる。 ・目標達成のための各施策には実施期限、見直しや評価分析および評価結果の公表についても記載があり、組織的にPDCAのサイクルに基づいた取組を展開していることが窺える。なお、第三者評価も定期的に受審している。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】 ・事業計画は毎年度第4四半期に振り返りを行い、その結果は事業報告書として文書化されている。同報告書では、事業計画の項目に沿って事業実績の説明があり、目標として掲げた数値をどれくらい達成できたかについての分析結果が提示されており、1年間の施設運営の成果を知ることができる。 ・職員調査からは、意見交換の機会はあるものの、事業計画策定や改善策の検討への参画や意見の反映については、複数の否定的なコメントもあり、課題解決に向けた対策検討プロセスで職員間の参画や意見反映が必ずしも十分に行えていない可能性がある。		

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】		
・施設長は、法人の理念と基本方針を踏まえ、施設の経営方針と取組姿勢を明確にしている。職務分掌等において、自らの役割と責任を文書化し、ホームページや施設内の広報誌等に掲載している。 ・有事（事故、災害や感染症等）においては、施設長がBCPの対策および推進の対策本部長として施設全体を統括することがBCPに明示されている。 ・施設長は、年度初めの職員全体会議において、施設の経営方針への取り組みや施設の目標を表明し、職員への周知を図っている。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】		
・施設長は、施設長会議や各種研修に参加し、遵守すべき法令や児童養護施設を取り巻く外部環境の変化の把握に努めている。 ・職員調査によると、法令の改訂があった場合は、全体職員会議において、全職員が把握できるように説明してくれる、関係機関や施設長会議等から得た情報について、職員にわかりやすく説明してくれるなどのコメントがあった。 ・遵守すべき法令等を正しく理解するための、具体的な取り組みを行っており、職員に対して周知しているといえる。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

a

【コメント】

・養育・支援の質の向上について、基本方針の4項目を念頭に、様々な取り組みを明示し、指導力を発揮している。その中でも、「ユニットケアによる家庭的な養護の充実」に力をいれており、子ども一人ひとりを理解し、受け止めていく支援・関わり方の実践として、生活用品の個別化を行っている。職員調査では、個別化が特徴的に取り組まれていて、職員も意識して支援できているとのコメントもあった。
・さらに、施設長自ら外部に出向いて様々な取り組みを吸収しているとのコメントもあり、施設長が自己研鑽で得た知識等を職員に還元して指導力を発揮していることが窺える。

② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

【コメント】

・施設では効率的・効果的な生活支援の一環としてユニット、分園に年間の予算を配分し、現場職員が中心となり、子どもたちのニーズにあった生活支援に努めている。職員調査では、コンプライアンスを根拠に施設運営を行っていることを常に職員へ伝え、意識させている、経営と運営を意識した施設の事業展開について、職員が自ら考え、事業実施の工夫ができるような機会が多く設定されている、とのコメントがあった。
・一方、職員調査とヒアリングでも、中間監督者の経営への関心が十分に醸成されていないとの指摘もあることから、今後は、中堅層（勤続年数10～15年）の職員の更なる能力強化を期待したい。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
【コメント】 ・過去10年間で、事業規模（予算額）や職員数も大幅に増大した。施設で必要な人材や人員体制は、明確になっており、計画に基づいた人材の確保や育成が実施されている。人材確保は施設自体および外部の就職説明会だけでなく、主任が講師を務める専門学校等など、人材確保のネットワークを有効活用して取り組んでいる。 ・施設のマンパワーやその後の人材の養成という観点からも、実習生やボランティアを積極的に受け入れている。また、各種専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員等）などの加算職員の配置にも取り組んで、人員体制の充実に努めている。	
② 15 総合的な人事管理が行われている。	a
【コメント】 ・施設では、基本方針に基づいた人事管理を行っている。毎年7月に職員の意向調査と個別面談を実施し、各職員の将来的な処遇について要望を表明できる制度がある。その際には、職員一人ひとりが作成した個人目標のシートを基に面談している。職員調査では、自身の自己研鑽や課題にむきあいながら業務することができているとのコメントもあった。 ・現在、人事考課制度を見直す過程にあり、階層ごとに求められる知識・技術・姿勢を整理し、階層別に職員にもとめられる職務能力および姿勢を文書化した「職員の職務能力基準及び職員に求められる姿勢」案が作成され、今後の評価・分析に活用されることになっている。	

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【コメント】

・施設では、サービス自己評価を実施し、職員一人ひとりが日々の業務に対して振り返りをする仕組みがあり、この仕組みで抽出された課題に計画的に取り組む改善をはかっていくようにしている。有給休暇は職員平均で年間10日間消化され、職員定着率は令和5年度、令和6年度ともに90%を超え、安定している。その一方で、職員調査では、職員の入れ替わりが多い、辞めない環境づくりが必要等、業務環境の改善を求めるコメントもあった。
・養護の支援では、業務と業務外の線引きが難しい局面が多く、それが就業環境の改善を難しくしている要因のひとつと考えている。施設では、業務時間の枠の中での効率化を継続して考えていくとしている。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

【コメント】

・施設として「期待する職員像」を明確にして、職員一人ひとりの目標管理を行う仕組みがある。施設の重点目標をもとに各職員の個人目標の書式を変え、経験年数にあった目標をたてて目標達成に向けて業務に取り組んでいる。
・職員一人ひとりが設定した目標について、グループリーダー、ユニットリーダー、分園長が現場職員と定期的に面談を行い、進捗状況の確認を行うとともに、業務に対する意識を高め、目標達成に向けた支援を行い、年度末には、目標達成度の確認も行っている。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
---	--	---

【コメント】

・研修委員会を中心に、内部研修年間計画を作成し、階層別研修、事例検討などの施設内研修をほぼ毎月実施している。主任や副主任が講師を務めることも多く、研修内容やカリキュラムの見直しも定期的に行っている。
 ・新任職員に対しては、新任職員研修および新任職員フォローアップ研修があり、同時に「早く江南の仕事に慣れるために～生活におけるルーティーン業務への職員の姿勢及び考え方」というマニュアルで、1日の生活の流れに沿った支援の有り方の留意点を説明している。令和5年度は、各種団体が開催している5種類の外部研修に、のべ42名の職員が参加した。職員調査では、研修が充実していて学ぶ機会が多いとのコメントも多く確認された。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
---	-------------------------------	---

【コメント】

・職員の資質向上を目指し、階層別研修、施設研修、特別研修、職能研修などの研修体系が確立されており、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。さらに、職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTや、主任レベルの職員を分園の勤務体制に組み込んで、意見交換、情報共有を通して学ぶ機会も作っている。
 ・施設では、各職員が自分で考えて行動することを重要視しており、スーパービジョンを代替している現行の体制で、主任や副主任による指導の仕組みが機能することで、職員の専門性や施設の組織力の向上を図っている。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

【コメント】

・基本方針のひとつである地域との交流・連携の一環として、実習生を積極的に受け入れる方針であり、令和5年度の実績では、概ね計画通り、のべ25校48人の受け入れを行った。今後は集団でのオリエンテーション、実習カリキュラムの見直しを行っていくとしている。
・職員調査では、実習生の専門職による研修内容は充実している、実習生担当者が中心となり受け入れ態勢準備を行い養成校との連携も密に図っている、実習生の対応に関してプログラムを作成し、実習終了後のボランティアやアルバイト契約に繋がっているなどのコメントがあり、施設全体として実習生受入れに積極的に取り組んでいることが窺える。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者
評価結果

① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

a

【コメント】

・法人・施設の理念や基本方針、事業計画と財務状況を含む事業実施状況を第三者評価の受審結果とともに、ホームページにて公開している。苦情・相談体制については、“生活のしおり”をもとに入園時に児童や保護者に説明しているが、改善や対応状況の公開の場は設定されていない。
・地域との交流・連携に関して、江南地域へ向けた支援の概要のチラシを配布し、関係機関に対して施設の支援概要やその仕組みについて情報提供を行っている。さらに、「江南日記」として施設の活動を投稿し、年間をとおして頂戴したたくさんの寄贈についてもホームページを利用して報告している。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】		
・施設では、社会福祉法人に課された規程に則って、法人としての運営状況の情報公開を行っている。法人の評議員には、施設の基本方針の1つに挙げられている地域との交流・連携の強化を踏まえ、地域福祉関係者が多く配置されている。 ・年1回監事による監査を行い、ホームページには、現況報告、財務諸表、財産目録等を提示している。さらに、埼玉県や熊谷市による福祉施設指導監査も受審し、同監査からの助言をふまえて、経営課題に取り組んでいる。 ・施設内では、職務分掌表を作成し、各職員の職位、職務内容を示すとともに、それぞれの権限・責任の範囲を明確にし、全体職員会議において周知している。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】		
・法人の経営理念に地域との理解と協力を得て交流を深め、地域社会の一員として活動できる施設づくりを目指すことが明記されており、地域社会との理解と協力、支援を受けながら養護・支援活動に取り組んでいる。 ・子どもたちを中心に地域との交流を進めており、ごみゼロなどの清掃活動やサッカー・キックボクシング・野球などのスポーツクラブへの参加、ダンスやギターなどの文化的な活動へも参加している。 ・施設長は地域のホタルを保護する会の活動に参加し生態系の勉強会を開催するなど自然環境の保全にも関わり、焼き芋会を行い地域居住者との交流につなげている。 ・広い敷地を活かし、遊具を設置、グラウンドではサッカーなどの運動もでき、学校の友だちが遊びに来やすい環境づくりも行っている。		

② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】 ・ボランティア受け入れに関するマニュアルを整え、施設HPに案内を掲載し積極的な受け入れに努めている。受け入れに際しては個人情報保護の考えに沿って誓約書を取り交わし、子どもたちのプライバシーなどに配慮した対応を行っている。 ・あそびのボランティアを中心に、絵本の読み聞かせやペープサート、縫い物の体験など、子どもたちの生活の幅を広めることにつながるよう取り組んでいる。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】 ・子どもたちが通う小中学校とは定期的に連絡会を開催し、状況など情報交換を行い、会議などを通じて職員と共有して養護・支援に活かしている。 ・児童相談所とは日頃から情報交換・指導支援などを積極的に行っており、こどもクリニック（小児精神科）などの医療機関や市町などの行政機関や福祉機関との連携を図り、的確な対応ができるよう進めている。 ・子どもたちへの個別化に伴い、学校への登校が難しい子どもにはフリースクールへの入学など、状況に応じて適切な教育機会などの確保につながるよう取り組んでいる。 ・施設に隣接して図書館・公民館があり、子どもたちは普段から本を借りに行ったり、遊びの場の一つとして利用している。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】 ・小中学校との連絡会を通じて子どもたちが置かれている状況などの情報を把握したり、里親会主催の連絡会に参加し地域の社会福祉などに関する情報・意見や意向などを確認、施設で取り組むことができる活動への検討・展開を進めている。 ・地域が主催する防災訓練に子どもたちも参加して非常食を試食するなど、地域の方々との交流を通じて児童養護について知ってもらうことに努めている。 ・近隣市町の依頼を受け、要支援家庭に心理士を派遣し相談を受けるなど、地域の社会福祉に関する状況・情報を把握して助言・支援などの活動につなげている。	
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】 ・社会福祉事業などの関係機関からの見学を受け入れ、子どもたちの生活の様子や職員の養護・支援活動などの状況を伝えており、近隣市と連携したシートステイを受け入れ、保護者のレスパイトなどに対応している。 ・施設の多機能化を活かした取り組みとして、近隣行政機関と連携し地域の要支援家庭に心理士を派遣して、子どもや保護者との面談を行い、その後の養護・支援活動への展開につなげるなどしている。 ・施設長は、埼玉県要対協の任用資格取得研修の講師を担い、主任4人が専門学校のゼミの講師となるなど、実践経験を活かした児童福祉に関する講義を行っている。	

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】		
・子ども一人ひとりの特性と意向を踏まえ、子ども本位の計画的で満足してもらえる養護・支援を目指している。 法人の経営方針の中には、職員の姿勢として、子どもの立場に立ち、「何をしてほしいか」「何をしてほしくないか」を常に考え、優しさや気づきの心を持って養護にあたることが明示されている。 ・子どもが主人公である児童養護施設を掲げ、子どもの権利を守り個別化を推進し、支援の充実・家庭的な養護の充実・安全で安心な生活の保障を基本方針として取り組んでいる。		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
【コメント】		
・生活のしおり（子ども用・保護者用）を取りまとめ、施設での生活の場面に沿った支援が策定されており、子どもたちのプライバシー保護を徹底した養育・支援活動活動が実践されている。 ・子どもたちが日常的に使う物品類や居室は個別化の取り組みに沿って子どもに合う物を用意し、個人スペースも設けるなど、子ども一人ひとりを理解することにつながる取り組みがなされている。 ・入園にあたって子ども・保護者に向けて生活のしおりなどを用いてプライバシーへの配慮・個人情報保護に関する説明を行い、同意をもらうようにしている。		

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

a

【コメント】

・パンフレットには「あなたのことを大切に」との職員からのメッセージが掲載されており、支援の基盤として個別化という考えを前面に掲げ、物・場所・時間など子どもたち一人ひとり合わせた支援に努めていることが明示されている。
・生活のしおり（入園案内）が子ども・保護者用に分けて準備されており、特に子ども用（児童用）はイラストや写真などを用いて分かりやすく工夫されている。漢字にはルビがふられ、文字の色を変えるなどポイントポイントで注意を引くような配慮もなされている。

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

a

【コメント】

・保護者には生活のしおりを用い、生活について（生活単位から一日の流れまで）・権利について・健康について・教育について・安全について・交流についてを説明し、了承を得るようにしている。
・子どもに向けては、生活の約束事・職員紹介・支給されるもの・学校や学習支援について・保護者や家族との交流について・参加してほしいこと・困ったとき・プライバシー・日々の目標・アフターケアを説明し伝えている。規則は特に定めず、約束事として生活の決まり事（目安）と捉え、子どもたちの自己判断に任せるようにしている。生活上の決まりなどは子ども会で話し合い、子どもたちが決めることとなっている。

	③ 32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】 ・アフターケアプラン、リーピングケアなど、その子の状況に応じた支援計画を整え、子ども自身が安心して退園できるよう対応に配慮している。児童相談所と密に連携し情報交換などを丁寧に行い、できる限り不安要因などを取り除いて退所につなげるようにしている。 ・親子訓練棟を利用して一人での生活空間を経験したり、買い物から朝食・夕食づくりを行う自立体験計画書に沿った時間を過ごす取り組みを実践して退園に向けた準備につなげている。 ・退園後は一定期間、担当職員から連絡を取り、近況などを把握し困ったことがあれば相談を受けるなどのアフターケアを行っている。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
	① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
【コメント】 ・意見箱（つながるBOX）が設けられ、直接職員に言いづらいことや誰だれにも知られずに相談したいこと、名前を知られずに言いたいことがある時に意見を伝えられるように配慮されている。 ・うちのごはんつうしん（嗜好調査）が取りまとめられ、生活の中で重要な位置を占める食事に関する要望などが把握されている。また誕生日における特別メニューなどに、子どもたちの希望が反映されている。 ・定期的に第三者評価を受審しており、その際に実施される利用者調査結果をもとに子どもたちの意向を把握している。		

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①

34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【コメント】

- ・生活のしおりの中で苦情解決体制や第三者委員について説明しており、入園の際や機会を設けて子ども・保護者に向けて説明し伝えている。または管理棟の玄関にも掲示されており、外部機関で相談を受け付ける連絡先も合わせて示されている。
- ・子どもたちから出された意見などに対しての職員の対応方法なども手順を定めて周知・共有している。
- ・寄せられた意見に対してはできる限り迅速に対応し、子どもたちに回答するよう心がけている。回答方法についても子どもの希望に沿って3つの選択肢から選べるように配慮されている。

②

35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

a

【コメント】

- ・子どもの権利を尊重し、意見などを大切にしたい養育・支援活動が進められている。職員も日常の子どもの様子などから判断して、悩みごとや困ったことがあると考えられる際には声をかけて聞き出すように努めている。
- ・子どもには困っていることや悩んでいることがあった場合、身近な職員に相談して欲しいことを説明している。生活ユニットや分園の職員以外にも伝えることができることも説明しており、相談しやすい職員に相談してくれるよう伝えている。
- ・子ども会や全体子ども会の開催を通して、子どもたちからの意見や要望などを聞き取ったり、施設の対応などを伝え、意見交換などを行っている。

③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
【コメント】 ・子どもたちから意見などが挙げられた際の職員の対応に関して標準的な対応手順が整理されており、それに沿ってできるだけ迅速な対応を心がけている。寄せられた意見などに対しては必ず回答することが明示されており、対応までに時間がかかる案件などでも必ず返答をすることになっている。 ・これまで子どもたちから遊具の設置などに関する要望が寄せられ、敷地内には鉄棒や滑り台など、子どもたちが楽しく遊べる遊具が設置されている。	
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
【コメント】 ・子どもたちが安心して安全な施設生活を送れるよう、職員が支障なく養護・支援活動を進めて行けるよう各種のリスクに対応できるよう危機管理要領、事故を抑制し職員間の安全への気づきを高めるヒヤリハット要領を取りまとめて実践に活かしている。 ・ヒヤリハット委員会を中心に、寄せられたヒヤリハット情報を集計・分析し、曜日・学年・部署・時間などで整理して職員間で周知・共有、危機回避に向けた改善に活かしている。子どもたちの安全確保、職員の安心につなげる意識も高まっており、さらなる対応にも期待が持てる。	

② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
【コメント】 ・衛生委員会を中心に子どもたちの健康や感染症に関する対応などを協議し、職員間で共有して保健管理に活かしている。 ・感染症マニュアルを整え、感染症の流行期には子どもたちの健康に注意し感染症の発症を予防するうがいや手洗いなどの励行を徹底して対処している。 ・コロナ感染症が5類指定となったことを受け、感染症対応事業継続計画を整え、感染予防への対応を中心に予防を徹底するとともに、感染が確認された場合にはステージ1～3の段階に応じて対応策に取り組んでいく計画となっている。	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
【コメント】 ・防火管理者およびBCP担当者を中心に、発災時における子どもたち・職員の生命を守る対応を協議・検討し、的確に取り組めるよう進めている。毎月避難訓練を行い、非常時にも慌てることなく安全につながる対応ができるよう配慮している。また地域の防災訓練にも参加し、地域ぐるみで災害への備えをしている。 ・自然災害時発生時事業継続計画（案）を取りまとめ、12月には炊き出し、非常電源・トイレ、備蓄品などの確認を行い、施設の運営が滞りなく進められるよう取り組んでいる。 ・今後も条件を変えた避難訓練の実施や事業継続計画（BCP）の内容に沿って実践に即した訓練を行い、計画の見直し・最善の対応への備えとして職員間での共通認識化に活かされたい。	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
【コメント】		
・養護・支援活動に係る運営の手引き（生活支援編）を取りまとめ、生活の決まり事、外出・外泊に関すること、来園・外出・外泊、来園受付、携帯電話所持ルール、アルバイトなど、子どもへの支援に関する対応への諸事項を整理し職員間での共有に活かしている。 ・入所に関する流れをフロー形式で作成し、入所受付から学校との諸手続きなどが一覧で確認できるよう整理している。また生活の流れに沿った支援内容を1日の生活の順で起床から就寝・掃除までをまとめ、支援の基本的な考え方として示し標準的な対応項目として確認できるようにしている。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
【コメント】		
・セルフチェックリストなどを用いて日常の養護・支援活動を振り返る場を設けている。結果は部署ごとにまとめられ、課題などを整理して改善につなげる取り組みに活かしている。 ・標準的な養護・支援活動として生活支援マニュアルを職員間で共有し、相互に確認し合いながら日常の子どもたち支援にあたっている。また自立支援計画策定時などに各部署ごとに話し合いを行い、見直しにつなげ適切な改善に活かすよう取り組んでいる。 ・運営の手引き（施設運営編）には埼玉県児童福祉施設協議会の児童養護と自立支援のガイドラインが示され、職員の基本姿勢・児童養護と自立支援の具体的指針が提示されており、職員間で確認・共有されている。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】		
・所定のアセスメントシートを用い、児童相談所などから提供された入所前の子どもに関する情報を整理して家族関係・生活環境などの面から確認・共有している。また入所後の生活状況・家族との交流などについて取りまとめ、それらの情報から分かったこと・推測されることに基づき、今後の対応・方針を検討している。 ・アセスメントから把握した家庭に関する情報や本人の意向、関係機関の意向などを踏まえ、各部署にて個々のニーズに合わせ、個別化に配慮して子ども一人ひとりの自立支援計画を取りまとめている。計画策定にあたっては心理士などの専門職も参加し様々な視点から検討を行い、子どもの意向などを最大限考慮して対処している。		

② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】 ・子ども一人ひとりの自立支援計画は年2回振り返り・目標の見直しを行い、子どもの成長・生活状況の変化などを踏まえ、専門職員も参加して子どもの意向を大切に、その時点で最も適切な支援内容を盛り込めるよう努めている。 ・自立支援計画の目標設定・見直しの際には子どもの面談を行い、自分の気持ちが大切であることを伝え、進路・家族への想い・頑張りたいことなどを聞き取り少しずつ達成していけるよう進めている。 ・振り返り・見直しでは前の計画内容・目標がどうだったかも確認し、多くの目標が達成できるように子どもと一緒に取り組んでいる。	
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。	
① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【コメント】 ・子どもに関する日常の記録は各ユニットで養護日誌に記載され、一人ひとりに関する情報は育成計画記録まとめとして残されている。 ・情報は施設内LANIによる共有記録システムを通じて職員間で閲覧・確認ができるようになっており、施設内における連絡会や職員会議を介しても情報が共有されている。	

②

45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【コメント】

・子どもに関する記録類は一つに取りまとめ・整理し、事務室にて保管・管理されている。文書管理規定に沿って子どもの記録類は管理されており、職員は必要に応じて情報を閲覧・確認し適正な養護・支援活動に活かしている。記録類は書庫外に持ち出すことを禁じている。

・個人情報保護の観点から子どもや保護者に関する情報は適格に保管され、守秘義務を遵守し正当な理由がない限り外部に提供することはない。提供が必要となる際には子ども・保護者の承諾を得ることを必須としている。

・個人情報の取り扱いに関して入園の際に子どもあるいは保護者に向けて説明を行い確認してもらい、子どもの写真や名前の提供に関する同意書を提出してもらっている。

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【コメント】 ・子どもの権利擁護に関連して考えをまとめた資料として「個別化 ～なぜ個別化が必要なのか～」があり、「子どもの行動の背景（なぜ）を考え、支援を考える」ことが、権利擁護につながるとし、「個別化」のためのアセスメントから対応までのフローを示している。 ・子どもの権利を考える委員会を中心として権利擁護の推進に取り組んでおり、部署ごとの権利擁護チェックリストの実施やブロックリーダー会議の場で、職員の権利擁護への理解を深めている。	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
【コメント】 ・埼玉県内で、子どもの権利擁護の啓発にとりくむNPOの協力を得て、子どもが権利擁護への理解を深めるための子ども向け研修を園内で実施している。訪れた際には、研修のポスターに「あんしん、じしん、じゆう」を身体表現した絵があり、子どもが体を動かしながら声にだし「権利」を覚えたエピソードを聞くことができた。 ・また、児童相談所から提供される子どもの権利ノートを用いた説明も行っている。	

(3) 生い立ちを振り返る取組

- ① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。

a

【コメント】

・現在は、子どもから生い立ちに関する言葉が出て来たことを受けて、担当職員とファミリーソーシャルワーカーで対応を検討しており、入所児童の2割ぐらいに行っており、アルバムは全員に作成している。
 ・ある幼児が、赤ちゃんはどうやって生まれるのかを質問してきたことがあり、その質問を受けて、赤ちゃんの誕生に関する本を使い、お父さんやお母さんの存在があることを伝えるなど対応した事例もあった。
 ・生い立ちの整理については、子どもの自己形成の観点から、児童相談所と相談しながら、組織的に取り組んでいる。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

- ① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

b

【コメント】

・「就業規則」には、体罰や不適切な関わりがあった場合を想定して懲戒規程を定めている。
 ・子どもに対しては、生活のしおり「9. 困ったときは」の項目において、職員、苦情解決体制、意見箱（つながるBOX）の3つの方法で、訴えができることは伝えている。
 ・さらに、今後、職員が研修で学んだTTTプログラム等を活かし、子どもに対してもより具体的にどのような行為が不適切なのかをわかりやすく伝え、届出・通告制度の周知を含めた一層の権利啓発の取り組みが求められる。

(5) 支援の継続性とアフターケア

- ① A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

a

【コメント】

・措置変更で入所してくる児童については、入所中の施設に職員が出向き、顔合わせをして施設の生活を伝え、不安を軽減するようにしている。
 ・入所当日には、必要最低限のものは事前に準備をするが、必要な物品を職員が子どもと個別に買い物に行き、意向に沿ったものを用意するよう工夫している。施設では、この対応は、職員と子どもがコミュニケーションを取り、小さいことでも要望を受け止めてもらう機会になっているとの認識を持っている。

- ② A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

a

【コメント】

・令和6年度の運営マニュアルには、埼玉県児童福祉施設協議会が定めた「児童養護と自立支援のガイドライン」を示し、「生活場面、就労や地域生活の準備、金銭管理、食事づくり、危険回避」の項目で、自立した生活支援への留意点を整理している。
 ・こうした内容を踏まえ、高校生になると、本人の意向に沿う形で、自立訓練棟などを活用し、自立に向けた生活体験の機会を段階的に実施しているが、子どもの将来について話をする機会のさらなる充実が期待される。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
① A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。		a
【コメント】		
・「個別化 ～なぜ個別化が必要なのか～」の資料において、ソーシャルワークのバースティックの7原則の中から「個別化」を引用し、「子ども達が抱える悩みや課題、困難な状況は、先入観や偏見にとらわれず個別の問題として関わるべき」との考え方を示している。 ・職員のTTT研修などで子どもが表出する感情や言動の受け止める専門性を高めると同時に、分園長も参加しての毎月の養護担当者会議で、子どもの理解について意見を述べ合っている。		
② A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。		a
【コメント】		
・「生活の流れに沿った支援」マニュアルを整備し、高学年と低学年を分け、生活技術の習得（生理的欲求：食事の摂り方・洗濯の自立・居室の片づけ等）と、心の安定を図る（心理的欲求）の適切な支援、の考え方を整理している。 ・子どもの支援へのイニシアチブをとる存在として、主任やFSW以外に担当職員をつけて、愛着の対象をめざしている。一人ひとりを丁寧に支援するための「個別化」の考え方の中で、アセスメントの手順をクリアにしている。		

	③ A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
【コメント】 ・施設が、市の郊外の広々とした田園地域の中にあるという住環境による影響も大きいと思われるが、子どもが友達遊んで帰宅する時間やタイミング、携帯の所持、お小遣いの使い方など、生活の約束などは、子ども自身が主体的に判断できる余地を残して、ルールを柔軟に運用している。 ・また、子ども会議を定期的を開催することで、「主体」となることの経験が少ない子どものエンパワーメントを意識し、子どもの意見を職員が確認したり、取り上げられる場として、設けている。		
	④ A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
【コメント】 ・園内の遊具や遊ぶものに関して、子ども達の意見をもとに設置しており、現在、遊具の見直しを行っている。見学した寮内では、年齢幅の広い子どもの状況に配慮し、リビングのテレビのモニターは、中高生と、小学生以下用を分けて設置している。 ・また、中学生については、子どもからの意見を施設で検討し、今年度から携帯電話の所持が可能となり、施設にすることが子どもの不利益につながらないように配慮している。		

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
---	---	---

【コメント】

- ・子ども一人の成長発達の個性が高くなっている点を踏まえ、年齢や発達状況に合わせて必要な経験、体験が行えるように子ども達と相談した上で行っている。
- ・地域社会への積極的参加については、ひきこもりなど、外での自己表現が不得手な特性の子どももいる点に配慮し、フリースクールや通信制高等学校などの活用も進めている。

(2) 食生活

①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
---	--------------------------------	---

【コメント】

- ・日常の食事の提供は、ユニットごとのキッチンで行い、献立や材料の準備を施設厨房と協力しながら、職員による自調理を選択している。職員は子どもの要望も聞きながら、食事を作っており、音や匂いを子どもが身近に感じることができている。嗜好調査も行っている。
- ・食事の時間は、子どもによって様々であり、中高生は放課後の活動などで個食になることも多い。食事の時間が楽しみでないとした子どもも一定見られ、一生続く生活技術として引き続き要因把握に努めてほしい。

(3) 衣生活

- ① A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

a

【コメント】

・「生活の流れに沿った支援」マニュアルによれば、子どもがネグレクト環境を経験していた点を踏まえ、きちんと洗濯された清潔な衣類を着用する心地よさを感じられる支援を大切にしている。また、一律に自立を求めるのではなく、個人の状況に応じて支援している。
・子どもたちの所有物は可能な限り個別で用意し、不足したもの、破損したものについては可能な限り迅速に用意している。

(4) 住生活

- ① A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

a

【コメント】

・子どもが生活する寮は、キッチンとリビングを中心に、子どもの居室が配置されていて、室内は清潔に維持されている。子ども部屋は原則個室であるが、安心感が感じられるような状況があれば、子どもたちの状況に応じて複数部屋（2人部屋）も可能としている。
・子どもの居室には、それぞれ、勉強机と別途、押し入れが完備され、押し入れの棚に、個人の所有物が大切に保管されていることが確認できた。

(5) 健康と安全		
① A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。		a
【コメント】		
・子どもの中には、定期予防接種を受けずに入所するケースもあるため、嘱託医師を中心に定期健康診断や予防接種等を実施し子どもたちの健康管理に努めている。子どもたちの体調不良の際には医療へ通院し医師の指示のもと対応している。 ・情緒の不安定な子どもについては、定期的に児童精神科医師の助言を受けて支援に取り組んでおり、令和5年度の実績はのべ99回となっている。		
(6) 性に関する教育		
① A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。		a
【コメント】		
・性教育に関して中心で動く委員会を通して、「生」と「性」の両面を捉え、子ども、職員がともに学べるように支援している。「生きる」ことは自分を大切にすることであり、「性」については、タブー視することなく他施設の取り組みを学ぶ機会も持っている。職員にはより力を入れていくべきだとする意見もあり、現在、「性」に関するマニュアルを再検討している。 ・日常生活の中で困ったことが発生した場合に、委員会に相談し、組織的に対応できるようにしている。毎年着実に取り組みを積みあげることが期待される。		

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

- ① A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

a

【コメント】

・児童の抱えている問題・課題を理解し適切な支援を行うために、アセスメントシート（★要確認）を作成し、活用している。アセスメントシートには、心理担当意見の記載欄もあり、シートを利用することでより適切に理解し、支援につなげるよう努めている。
・また、情緒面で不安定な児童については、支援の困難性が増していることから、心理士、精神科医師等の助言をもとに専門職等の多角的な意見をもとに支援を決定している。

- ② A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。

a

【コメント】

・子ども間のトラブルなどは、部署ごとに、ひやりはっとでも把握して子どもにもフィードバックしている。表に現れるような暴力などのいじめは確認されていないが、表に現れにくいいじめについては、注視が必要と認識している。ひやりはっとの情報は、定期的を実施する会議（養護担当者会議や、運営会議）にて情報の共有を行い対応の検討を行っている。
・施設内のみで対応困難なケースについては、児童相談所をはじめ、各関係機関と連携し対応している。

(8) 心理的ケア

① A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

a

【コメント】

・令和5年度の事業報告によれば、心理的ケアを受けている児童は25人にのぼり、職員に対しても、心理士が子どもとの関わりについて相談に応じていることが確認された。さらに、今年度からは、子ども全員に心理士の担当を配置している。
・施設内心理の実施を行い、子どもの支援に心理士が関わる仕組みは整備されている。児童精神科医など、外部の専門家からスーパービジョンを受けるなど体制も整っている。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

① A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

a

【コメント】

・子どもたちの希望があれば外部の学習塾へ通塾できる環境を整えている。また、家庭教師のような形で施設まで出向き、個別に勉強をみてもらえるNPO法人絆塾と契約を交わしており、高校生を対象に実施してもらおう環境を整えている。
・児童養護施設での学習指導経験のある組織であり、活動は措置費の対象になっている。

② A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】 ・大学、短大、専門学校への進学を希望するケースは増えており、費用面も含め早い段階から準備をしていく必要があるため、書面でまとめて提供している。 ・担当職員を中心に、進路選択の支援は十分に取り組んでいるが、利用者調査では「成長していくための目標や将来（学校や仕事）について話をしているか」について、改善の余地が見られるため、引き続き注視してほしい。 ・児童自立支援事業は、今年度から2名を対象に開始し、食事の提供、相談、就労支援を実施していて、来年度は、4名に増える見通しである。	
③ A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
【コメント】 ・子どもの状況を判断し適宜アルバイトが行えるように整えている。また、アルバイトをするにあたり金銭の管理など卒園後の状況を考慮したうえで管理方法を個別で決めている。運転免許取得なども推奨している。 ・一方、高校を卒業して就職を希望するケースは稀であり、社会経験の拡大には積極的になりづらい面もあるが、自立後に出ていく社会を実際体験する機会として位置づけ、引き続き拡大に取り組むことが期待される。	

(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
① A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。		a
【コメント】		
・入所前に子ども、保護者へ施設案内を説明する機会も受け、入所に対して少しでも安心感を持ってもらえるように努めている。 ・子どもが親との交流に拒否的なケースであっても、段階的に信頼関係を育てる考え方をもち、まず、職員と親が連絡の取れる関係となるよう働きかけ、5割の保護者と職員がつながっている。職員を介して子どもの気持ちに変化が生まれることもある。		
(11) 親子関係の再構築支援		
① A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。		a
【コメント】		
・家庭支援専門相談員を中心にケースの見直し等適宜行い各部署共有の元支援を行っている。児童相談所と情報の共有を密に行い、親子関係の再構築に努めている。 ・家庭支援専門相談員が里親との調整も進めているが、通常3～4ヶ月で里親委託となるケースが多い中で、子どもの特性によっては、1年程度の期間を児童相談所にかけあい、子どもが納得して進めるよう丁寧に関わっている。		